

(別紙)

指名停止措置について

No.	対象業者	事案の内容及び指名停止の理由	指名停止の根拠		指名停止期間	登録業種
			指名停止措置要領第2条第1項に基づく別表	該当条項		
1	栄屋食品株式会社 代表取締役 清水 盛幸 あま市下萱津坪井9番地	名古屋市内の介護老人保健施設において、食中毒を発生させたことが食品衛生法第6条第3号に違反した行為であるとして、令和6年2月21日に名古屋市保健所から営業禁止処分を受けたため。	(建設業法その他の業務関連法令違反行為) 11 建設業法その他の業務に関連する法令に違反し、行政処分を受けたとき。  (1) 本市契約に関するもの (2) (1)以外のもの	行政処分を知った日から 2か月以上6か月以内 1か月以上6か月以内	1か月 令和6年3月9日～ 令和6年4月8日	物品の買入れ・委託業務等 (給食、運搬・保管等、食料品、その他の業務委託等)